16　15の欄は、船舶地球局の場合に、17及び19の欄は船舶局の場合に記載することとし、次によること。

［(1)・(2)　略］

(3)　船舶局にあつては、無線設備の機器等、希望する電波の型式、周波数、空中線電力について、該当する□にレ印を付けること。この場合において、記載されている以外の機器等、電波の型式、周波数、空中線電力を希望する場合は、具体的に記載すること。

［(4)　略］

17　16、18及び30の欄は、14の欄に記載した当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は、希望する識別信号又は名称）を記載すること。

18　20の欄は、船舶の名称を記載し、フリガナを付けること。この場合において、船舶地球局及び船舶局であつて国際航海に従事する船舶にあつては、英文による表記を付記すること。

19　21の欄は、船舶が主に停泊している港の所在する都道府県を、都道府県コードの最初の２桁で記載すること。

20　22の欄は、船舶局の場合に限り記載することとし、船舶が主に停泊している港の名称を記載すること。

21　船舶地球局においては、23、25から29まで及び31から35までの欄は、記載事項の内容が無線設備の設置場所を同じくする船舶局の船舶に関する事項と同一のものとなる場合は、その旨並びに当該船舶の名称及び当該船舶局の免許の番号を41の欄に記載して、当該事項の記載を省略することができる。

22　23の欄は、当該船舶の所有者について、免許人（免許の申請の場合にあつては、申請者）又はその他の別を該当する□にレ印を付けることとし、その他に該当する場合は、その名称を括弧内に記載すること。

23　24の欄は、船舶地球局に限り記載することとし、当該船舶の運行者について記載すること。

24　25の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

25　26の欄は、次によること。

［(1)～(3)　略］

26　27及び28の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

［削る］

27　29の欄は、該当する□にレ印を付けること。

28　31の欄は、船舶局に限り記載することとし、該当する□にレ印を付けること。

29　32の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、義務船舶局に設置されない船舶地球局の場合は、記載を要しない。

30　33の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

31　34の欄は、船舶局に限り記載することとし、「123456」又は「ＴＫ２―1234」のように記載すること。

19　18の欄は、船舶地球局の場合に、20の欄は船舶局の場合に記載することとし、次によること。

［(1)・(2)　同左］

(3)　船舶局にあつては、各無線設備は、該当する機器がある場合又は希望する電波の型式及び周波数について、該当する□にレ印を付けること。この場合において、記載されている以外の電波の型式並びに周波数及び空中線電力を希望する場合は、具体的に記載すること。

［(4)　同左］

20　19の欄及び21の欄は、当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は希望する識別信号又は名称）を記載すること。

21　22の欄は、船舶の名称を記載し、フリガナを付けること。この場合において、船舶地球局及び船舶局であつて国際航海に従事する船舶にあつては英語による名称を付記すること。

22　23の欄は、船舶が主に停泊している港の所在する都道府県について、日本工業規格ＪＩＳ　Ｘ0401に規定する都道府県のコード（２桁）を記載すること。

23　24の欄は、船舶局の場合に限り記載することとし、船舶が主に停泊している港の名称を記載すること。

24　船舶地球局においては、25及び27から36までの欄は、記載事項の内容が無線設備の設置場所を同じくする船舶局の船舶に関する事項と同一のものとなる場合は、その旨並びに当該船舶の名称及び当該船舶局の免許の番号を41の欄に記載して、当該事項の記載を省略することができる。

25　25の欄は、当該船舶の所有者について、免許人（免許の申請の場合にあつては、申請者とする。）又はその他の別を該当する□にレ印を付けることとし、その他に該当する場合は、その名称を記載すること。

26　26の欄は、船舶地球局に限り記載することとし、当該船舶の運行者について記載すること。

27　27の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

28　28の欄は、次によること。

［(1)～(3)　同左］

29　29の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

30　30の欄は、船舶局に限り記載することとし、コード表により該当するコードを記載すること。

31　31の欄は、該当する□にレ印を付けること。

32　32の欄は、船舶局に限り記載することとし、該当する□にレ印を付けること。

33　33の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。ただし、義務船舶局に設置されない船舶地球局の場合は、記載を要しない。

34　34の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

35　35の欄は、船舶局に限り記載することとし、「123456」又は「ＴＫ２―1234」のように記載すること。